

農産物漬物の認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、栃木県で生産された農産物を用い、県内の加工工場で製造されている「農産物漬物」に適用する。

(定義)

第2 この基準において「農産物漬物」とは、「農産物漬物の日本農林規格」(平成17年11月14日農林水産省告示第1752号)第2条の定義に適合するものであること。

(品質及び品質表示)

第3 農産物漬物の品質及び品質表示の基準は、「食品表示法」(平成25年6月28日法律第70号)の食品表示基準及び「農産物漬物の日本農林規格」(平成17年11月14日農林水産省告示第1752号)の品質基準等、食品の表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	原 材 料	使用する農産物は栃木県内で生産されたものであること。 ※ 漬け原材料は除く。

(関係法令の遵守)

第4 農産物漬物の製造、表示にあたっては、第3に定めるほか、関係法令を遵守すること。

附 則

この基準は、平成21年 4月 1日から適用する。

この基準は、平成22年 9月 1日から適用する。

この基準は、平成27年 4月 1日から適用する。